

みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託
公募型プロポーザル実施要領

みどり市市民部 SDGs 推進課

令和8年6月

1 趣旨

脱炭素アドバイザー派遣業務委託（以下「本業務委託」という。）は、みどり市（以下「本市」という。）の市内中小企業事業者（以下「事業者」という。）を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有するアドバイザーを派遣し、CO2 排出量削減に向けたロードマップの作成や自社のGX人材の育成を行うことにより、事業者の脱炭素経営への転換を図ることを目的とする。

脱炭素アドバイザー派遣業務委託実施要領（以下「実施要領」という。）は、上記の目的を果たすため、脱炭素アドバイザー派遣業務を行う委託業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めたものである。プロポーザルへの参加にあたっては、実施要領を踏まえ、関連書類を提出するものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託 |
| (2) 履行場所 | 市内全域 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで |
| (4) 業務内容 | 別紙「みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。また、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではなく、その内容は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。 |

3 提案上限額

【単価契約】

1 事業者当たりの単価 825,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 4,169,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記総額は事業者 5 社を想定

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

※実際の契約は、プロポーザルにて優先交渉権を得た者（以下「優先交渉権者」という。）の参考見積額を踏まえて、本市と優先交渉権者との詳細協議により、当市の予算の範囲内で契約金額を確定するものとする。

4 参加資格要件

以下の条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該

当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号または同条第2号及び第3号に規定する者でないこと。

(4) 仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

(5) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成18年みどり市告示第13号）による指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、市税等を滞納していないこと。

(7) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 実施スケジュール（予定）

内 容	期 間	備 考
①公告	令和8年6月15日（月）	ホームページに掲載
②質問書の受付期限	令和8年6月22日（月）	午後5時必着
③質問書への回答期限	令和8年6月29日（月）	
④参加表明書等の提出期限	令和8年7月6日（月）	午後5時必着
⑤企画提案書類の提出期限	令和8年7月13日（月）	午後5時必着
⑥第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年7月21日（火）	参加者全てにメールで通知
⑦第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施	令和8年7月30日（木）	
⑧第2次審査結果通知	令和8年8月上旬（予定）	参加者全てに郵送で通知
⑨契約締結	令和8年8月中旬（予定）	

6 各種様式等の配布

各種様式等の配布は行わないものとし、みどり市ホームページからダウンロードすること。

7 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出、プロポーザル参加等の経費はプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び訂正、不備書類の追加、再提出は認めない。ただし、本市の判断により、補足資料等の提出を求めることがある。
- (4) 10の企画提案書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、出典を明示するとともにプロポーザル参加者が全て著作権者の承諾を得ておくこと。
- (5) その他、実施要領に記載のない事項について、その都度協議するものとする。

8 質問書の受付及び回答

実施要領及び仕様書等を熟読の上、内容について質問がある場合は、質問書（様式第1号）に必要事項を記載し、件名を「みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託質問書（事業者名）」として電子メールで提出すること。なお、送信した際には、その旨をSDGs推進課環境政策係に電話にて連絡すること。

(1) 受付期間

令和8年6月16日（火）から6月22日（月）17時まで

(2) 電子メールアドレス及び電話番号

みどり市市民部 SDGs 推進課環境政策係

電子メール：sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp

電話番号：0277-76-0985（課直通）

(3) 回答方法

令和8年6月29日（月）までに、すべてのプロポーザル参加予定者からの質問の回答を本市ホームページへ掲載することとし、個別の回答は行わないものとする。

また、回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

なお、プロポーザル実施における公平性を保てない内容については、質問に回答しないことがある。

9 参加表明書等の提出期限

プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下のとおり、提出書類に必要事項を記入の上、提出すること。

(1) 提出期限 令和8年7月6日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法 最終頁の問い合わせ先であるプロポーザルの審査委員会事務局（以下、「事務局」という。）宛てに、直接又は郵送で提出する。また

直接提出する場合は、平日 9 時から 17 時までの間に提出すること。

(3) 提出部数 2 部 (正・副)

(4) 提出書類

書類番号	提出書類名
1	みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託公募型プロポーザル参加表明書 (様式第 2 号)
2	会社概要書 (様式第 3 号)
3	業務実績調書 (任意様式)
4	履歴事項全部証明書 (発行から 3 か月以内のもの。写し可)

(5) 留意事項 参加表明書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届 (様式第 4 号) を提出すること。また、参加を辞退することは自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

1 0 企画提案書類の提出

参加表明を行った事業者は次のとおり企画提案書類を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和 8 年 7 月 13 日 (月) 17 時まで (必着)

(2) 提出方法 事務局宛てに、直接又は郵送で提出する。また、直接提出する場合は、平日 9 時から 17 時までに提出すること。

(3) 提出部数 正本 1 部、副本 10 部と電子データ PDF (CD-R 等の電子媒体で提出)

(4) 提出書類

書類番号	提出書類名
1	企画提案書等提出届 (様式第 5 号)
2	業務体制表 (様式第 6 号)
3	配置予定者調書 (様式第 7 号)
4	見積書 (様式第 8 号) 及び見積明細 (任意様式)
5	業務スケジュール (任意様式)
6	企画提案書 (任意様式) ※

(5) 留意事項

ア 提出期限までに前記 (4) に定める書類が提出されなかった場合は、プロポーザル参加意思確認の有無に関わらず不参加とみなすものとする。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

ウ 提出期限後の追加及び差替えは、一切認めないものとする。

(6) 企画提案書の作成方法 ※

①用紙サイズは A4 判 (縦・横はどちらでも可) とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。(ただし、図表等においてはその限りではない。)

- ②表紙を除き 30 枚以内で作成し、ページ番号を付すこと。
- ③できる限り平易な表現（図表などを含む）で作成すること。
- ④書類作成にあたっては、別紙「脱炭素アドバイザー派遣業務委託公募型プロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）」の順番を考慮しながら、作成すること。
- ⑤書類の中に、プロポーザル参加者名が特定できるような記載（社名やロゴ等）は一切使用しないこと。

1.1 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者は、「みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）の審査に基づき決定するものとする。
- (2) 選定は、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の2段階審査により行うものとする。
- (3) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、事務局による書類審査を行うものとする。審査基準書に基づき、審査の合計点数において6割以上の点数を得点した事業者については、第2次審査を実施する。

また、企画提案者が4者以上いる場合、第1次審査の得点が高い者から順に3者のみ第2次審査を行うこととする。

なお、第1次審査の結果は7月21日（火）に「第1次審査結果通知書」を電子メールにて通知する。
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第2次審査は、委員会の委員によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を行うものとする。

また、プレゼンテーション及びヒアリング審査の出席者は3名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングは10分程度とする予定であるが、詳細については、第1次審査結果通知時に通知するものとする。
- (5) 委員会は、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の交渉権者として決定する。
- また、優先交渉権者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の交渉権者と契約を取り交わすものとする。
- (6) 選定結果は参加者全てに文書で通知するものとするが、選定結果に関する異議申し立てや質問、採点結果の公開については一切応じない。
- (7) 選定結果の公表に当たっては、みどり市公式ホームページにおいて、優先交渉権者の社名を公表するものとする。

(8) 第2次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を行う。また、委員会の委員の採点の合計点が満点の5割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。

また、得点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積額が低い者を優先交渉権者とする。

1.2 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 10の企画提案書類の提出の(4)提出書類の6企画提案書(任意様式)※において、(6)企画提案書の作成方法※の「⑤書類の中に、プロポーザル参加者名が特定できるような記載(社名やロゴ等)は一切使用しないこと。」に違反した場合
- (2) 選定する日時までに、参加資格条件を満たさなくなった場合
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出期限を厳守しなかった場合
- (4) 見積額が提案上限額を越えている場合
- (5) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 委員会の委員や事務局等当該事業の関係者に当該事業に関する助言を求めたり、不正な接触を行う等選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合(天災等による場合は除く)
- (8) その他、委員会が不適格と認めた場合

1.3 契約の締結

本業務委託の優先交渉権者に決定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

なお、契約の締結にあたっては、みどり市契約規則に基づいて契約を締結する。

1.4 問い合わせ先(事務局)

みどり市市民部 SDGs 推進課 (みどり市役所笠懸庁舎1階)

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-76-0985 FAX 0277-76-9813

メールアドレス sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp